内部通報制度規程

改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1.0	新規	H20. 12. 15
1. 1	社内窓口に「監査役」を追加	H20. 12. 16
2.0	規程作成細則実施に伴う書式変更	H22. 04. 01
2. 1	センター長設置に伴う変更	H22. 07. 22
2.2	監査部長を設定しないことによる変更	H24. 04. 01
2. 3	公益通報者保護法に基づく利用対象者の見直し	H25. 08. 01

目 次

第	1 章	総 則	1
	第 1条	目的	
	第 2条	利用対象者	
	第 3条	通報等	
第	2 章	通報処理体制	1
	第 4条	通報窓口	
	第 5条	通報等の方法	
	第 6条	不正利用の禁止	
	第 7条	調 査	
	第 8条	調査の委任	
	第 9条	調査チームの編成	
	第10条	通報窓口等の権限	
第	3 章	当事者の責務	2
	第11条	通報窓口等の責務	
	第12条	被疑者に対する弁明機会の確保	
	第13条	調査協力	
	第14条	調査結果の報告	
	第15条	通報者への結果説明	
	第16条	再通報および再調査	
	第17条	通報者の保護	
	第17条 第18条	通報者の保護 守秘義務	
	第18条	守秘義務	
第	第18条 第19条	守秘義務 再発防止措置	4

内部通報制度規程

規程番号 0102-0000-00-規制 定日 2009年 1月 1日 改正日 2013年 8月 1日

第 1 章 総 則

(目的)

第 1条 本規程は、社員等からの組織的あるいは個人的な法令違反ないし不正行為(以下「不正行為等」という。)に関する通報または相談(以下「通報等」という。)について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止および早期発見ならびに社会的信頼の確保を図り、もってコンプライアンス経営の強化に資することを目的とする。

(利用対象者)

第 2条 本規程は、会社業務に従事するすべての者(社員・試雇社員・嘱託社員・雇員・パートタイム社員・派遣社員・外部委託契約をした企業の要員。以下「社員等」という。) に対し適用する。

(通報等)

- 第 3条 不正行為等として次に掲げる事項が生じ、または生じる恐れがあり、これについて社 員等が通常の業務遂行上の手段・方法によって改善することが不可能または困難である 場合、社員等は本規程の定めるところにより通報等をすることができ、通報等をした者 (以下「通報者」という。) は本規程による保護の対象となる。
 - 2 不正行為等として通報等ができる事項は次のとおりとする。
 - ①法令に違反する行為(努力義務にかかわるものを除く。)
 - ②社員等の安全、健康に対して危険な行為または危険を及ぼす恐れのある行為
 - ③地域環境の悪化もしくは破壊を招来する行為
 - ④前記もしくはこれらの行為の隠蔽、証拠隠滅、情報漏洩により当社の名誉または社会 的信用を侵害する恐れのある行為
 - ⑤就業規則、その他の内部規程に違反する行為(人事上の処遇に関する不満および努力 義務にかかるものを除く。)

第 2 章 通報処理体制

(通報窓口)

- 第 4条 通報窓口は会社内外に設けることとし、次に掲げるものとする。
 - ①社内通報窓口は常勤役員、監査役、センター長、総務部長とする。
 - ②社外通報窓口は楠井法律事務所(津市栄町2丁目466)とする。

(通報等の方法)

- 第 5条 通報等は面談または文書(eメール含む。)とする。ただし、面談または文書による 通報等が困難な場合は電話も可とする。
 - 2 通報等にあたっては、通報窓口に対して、次の項目を明らかにしなければならない。

- ①通報者 (所属部署、氏名)
- ②通報等の概要
- ③誰が(部署、氏名)
- (4)VV
- ⑤どこで
- ⑥何を
- ⑦どのように
- (8)その他(事実関係を知った経緯等)

(不正利用の禁止)

第 6条 社員等は、会社の役員または社員等に対する誹謗・中傷や個人的利益を図ること等、 この制度の趣旨に反する目的をもってこの制度を利用してはならない。

(調 査)

- 第 7条 通報等を受けた通報窓口は、通報内容の事実確認調査(以下「調査」という。)を速 やかに実施しなければならない。
 - 2 調査にあたっては、通報者の氏名等が特定されることを極力防止するために、通報内 容とは関係のない部署にも同様の調査を実施する、あるいは問題の核心からではなく周 辺的な部分から調査を開始する等の措置を適宜講じるものとする。

(調査の委任)

第 8条 通報窓口は、必要に応じ、他の適任者と認める者(他の通報窓口を含む。) に調査を 委任することができる。(以下、当該委任を受けた者を含めて「通報窓口」という。)

(調査チームの編成)

- 第 9条 通報窓口は、必要に応じ、適任と認める社員を調査要員として動員し、調査チームを 編成することができる。(以下、通報窓口と調査要員を合わせて、「通報窓口等」という。)
 - 2 センター長、総務部長が通報窓口となり調査チームを編成する場合においては、常勤 役員の承認を得なければならない。ただし、常勤役員が調査対象となる可能性がある場 合には、当該役員を除く他の代表取締役の承認を得るものとする。

(通報窓口等の権限)

- 第10条 通報窓口等は、次の各号に掲げる権限のほか調査に必要な一切の権限を有する。
 - ①会社役員および社員等から直接に事情聴取する権限
 - ②各部、役員室、金庫室および書庫等に立入調査を実施する権限
 - ③調査に必要な帳簿、伝票、メモ類、コンピュータ、記録媒体等を提出させる権限

第 3 章 当事者の責務

(通報窓口等の責務)

第11条 通報窓口等は、的確かつ公正に調査を実施する責任を有し、通報内容の重大性を看過 したり、及び腰になったり、事なかれ主義に陥ったりしてはならない。

(被疑者に対する弁明機会の確保)

第12条 調査にあたっては、不正行為またはその疑いがあると指摘された者および調査の過程 において被疑者となった者に対し、公正な聴聞および弁明の機会を与えなければならな 11

(調査協力)

- 第13条 社員等は、調査に協力しなければならない。
 - 2 調査を受けた社員等は、調査を受けたことを他の社員等に知らせてはならない。

(調査結果の報告)

- 第14条 通報窓口は調査結果の如何を問わず、調査結果を速やかにコンプライアンス委員会に 報告しなければならない。なお、通報者の氏名等を含むことを原則とするが、氏名等の 報告について通報者の承認が得られない場合は通報者の氏名等を報告から削除する。
 - 2 調査の結果、不正行為があったことが明らかになり、不正行為の実行者または教唆、 幇助等何らかの形で不正行為に関係した者(以下、実行者と含めて「関係者」という。) がコンプライアンス委員会構成員の中に含まれている場合、前項の報告にあたって通報 窓口は、関係者を排除して同委員会を開催するよう講じなければならない。
 - 3 常勤役員が関係者である場合には、コンプライアンス委員会への報告を省略し、当該 役員を除く他の代表取締役または取締役会に直接、報告する。

(通報者への結果説明)

- 第15条 通報窓口は、調査の終了後(不正行為があった場合は関係者の処分決定後)、通報者 に対し速やかに、不正行為の有無および関係者の処分内容の要旨を説明しなければなら ない。
 - 2 前項の説明は、調査対象者のプライバシーおよび当社の業務上の機密を侵害しない範囲で行う。

(再通報および再調査)

- 第16条 通報者は、調査の結果説明の内容に疑義がある場合、別の通報窓口にその旨を通報等することができる。なお、不正行為の有無に関係する調査内容に明白な虚偽または過失等があると認められるときは、別の通報窓口にその旨を通報等しなければならない。
 - 2 前項に定める通報等を受けた通報窓口は、再調査を実施しなければならない。

(通報者の保護)

- 第17条 会社は、通報者(通報に協力した社員がいる場合は当該社員を含む。)に対し、通報を行ったことをもって、人事考課、人事異動、休暇取得その他会社における処遇全般において不当な取り扱いをしてはならない。ただし、第6条で禁止している不正な通報であったことが明確な場合を除く。
 - 2 関係者および不正行為の被疑者等として取り扱われた社員等は、通報者および通報窓口等に対し、その形態・内容を問わず報復と見なされる行為を行ってはならない。

(守秘義務)

第18条 通報窓口等およびコンプライアンス委員会構成員その他調査結果を知り得る立場に ある者は、調査の結果またはコンプライアンス委員会等での審議の結果、不正行為を行ったと断定された社員等以外の被疑者および通報者の氏名等または氏名等の特定が可能な情報を漏洩してはならない。

(再発防止措置)

第19条 調査の結果、不正行為があったことが明らかになった場合は、速やかに再発防止措置 を講じる。

(資料等の管理)

第20条 通報および調査において作成、収集した資料等は、コンプライアンス統括部署において保管する。

第 4 章 改 廃

(改 廃)

第21条 この規程の改廃は、取締役会が行う。